

第十条の次に次の三条を加える。

(一) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の届出)

第十条の二 法第九条の第二項の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合には、新旧の運賃及び料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)

四 実施予定日

2 次に掲げる場合には、前項中「当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに」とあるのは「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該営業区域について他の一般貸切旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金の設定又は変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、地方運輸局長が必要がないと認めたととき。

(一) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

第十条の三 法第九条の第三項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の認可申請の場合には、新旧の運賃及び料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)

四 変更の認可申請の場合には、変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3 申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

(一) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出)

第十条の四 法第九条の第三項の国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。

2 第十条第二項の規定は、法第九条の第三項の届出について準用する。この場合において、第十條第二項第二号中「路線」とあるのは、「営業区域」と読み替えるものとする。

第十一條中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 事業の種類別

第十一條第三号中、「対照」を、「運送約款(変更に係る部分に限る。)」に改める。

第十二條中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 事業の種類別

第十四條中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 事業の種類別

第十四條第三号中、「対照」を、「事業計画(変更に係る部分に限る。)」に改め、同条第四号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、第六條第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 国土交通大臣(事業計画の変更の認可の権限が地方運輸局長又は陸運支局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長又は陸運支局長)は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

第十五條を次のように改める。

(事業計画の変更の届出等)

第十五條 法第十五條第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車の別の数並びに乗車定員ごとの数(事業用自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事項を除く。)

二 一般貸切旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数

三 一般乗用旅客自動車運送事業 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数

2 前条の規定は、法第十五條第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは、「事業計画変更事前届出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

第十五條の次に次の十四條を加える。

第十五條の二 法第十五條第四項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 主たる事務所の名称及び位置

二 営業所について、イから八までに掲げる事業の種類別の区分に応じ、それぞれイから八までに定める事項

イ 一般乗合旅客自動車運送事業 名称及び位置

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業 名称

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業 名称及び位置(営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存在する場合における廃止に係るものに限る。)

ニ 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

2 第十四條の規定は、法第十五條第四項の届出について準用する。この場合において、第十四條第一項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは、「事業計画変更事後届出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。

(事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

第十五條の三 法第十九條第一項の認可、一般乗用旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可又は事業の譲渡及び譲受、合併、分割若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、それらの許可又は認可に伴つて事業計画の変更(法第十五條の第二項の届出に係る事業計画の変更にあつては、同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更に限る。)をしようとするときは、当該許可又は認可の申請書に変更しようとする事項を記載した書類(書類及び図面により新旧の事業計画(変更に係る部分に限る。)を明示すること)を添付することにより、事業計画の変更の認可又は届出に関する手続を省略することができる。

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第十五條の四 法第十五條の第二項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合